

別紙

仕様書

1 業務名

学校 I C T 支援業務

2 概要

本市小中学校で使用している校務用・学習用端末や各種システム（グループウェア、端末管理システム、学習用アプリケーション等）に関する問合せやトラブル対応、機器設定作業など、学校 I C T 環境の円滑な運用を行う上で必要な管理運用業務を委託するものです。

3 業務場所

光市教育委員会及び市内小中学校

施 設 名	所 在 地
光市教育委員会	光市光井九丁目 1 8 番 3 号
光市立室積小学校	光市室積六丁目 4 番 1 号
光市立島田小学校	光市島田五丁目 1 5 番 1 号
光市立上島田小学校	光市上島田三丁目 9 番 1 号
光市立浅江小学校	光市光ヶ丘 2 番 1 0 号
光市立光井小学校	光市光井四丁目 2 3 番 1 号
光市立三井小学校	光市三井五丁目 9 番 1 号
光市立周防小学校	光市大字小周防 1 5 8 7 番地
光市立大和小学校	光市大字岩田 1 9 3 番地 2
光市立室積中学校	光市室積新開二丁目 4 番 1 号
光市立光井中学校	光市光井七丁目 1 8 番 1 号
光市立浅江中学校	光市光ヶ丘 1 番 1 号
光市立島田中学校	光市中島田二丁目 7 番 1 号
光市立大和中学校	光市大字塩田 3 3 3 3 番地 1

4 業務内容

別紙 1 「学校 I C T 支援業務仕様書 業務内容一覧」 のとおり

5 業務期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日まで

6 業務時間

土曜日、日曜日、祝日、12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までとし、受注者の休業日については、協議の上、5日を超えない範囲で業務日から除くことができる。ただし、期間の定めのある業務を実施する上で、期間内の実施が困難な状況においては、この限りでない。

7 資格要件等

受注者は、本委託業務を円滑かつ安定的に遂行するため、業務従事者を適正に配置すること。

受注者は、本委託業務の業務責任者を定めることとし、業務責任者は、他の従事者を含む業務全体の指揮監督を行うこと。

業務責任者は、ICT支援員資格（ICT支援員能力認定試験）、又は同程度以上の専門的な知識及び技術を有すること。

8 月次報告

当月1箇月の業務実績を月間作業報告として作成し、翌月15日までに提出すること。ただし、3月分については3月末日までに提出すること。

9 機密保護

- (1) 受注者は、「個人情報の保護に関する法律」、「光市の情報セキュリティポリシーに関する要綱」等各種関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、提供資料の盗難、毀損若しくは汚損が生じた場合、又は漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、直ちにその状況を本市に報告し、受注者の責任において本業務遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受注者は、速やかに報告書を本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者は、以上の事項に違反して本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。本市が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。
- (4) 本市は受注者に対し、本仕様書に定める事項に違反した場合には、本契約を解除できることとする。契約が解除された場合、受注者は本市から提供されたデータ及び資料を遅滞なく返還すること。

10 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項は、都度協議し、本市の決定により対応するこ

と。

- (2) 本仕様書に疑義が生じた事項は必要に応じて協議するが、業務の範囲内での不測の事態や本業務に付随する事務については柔軟に対応すること。
- (3) やむを得ない事情により、仕様の変更を必要とする場合は、予め本市へ申出の上、承認を得てから行うこと。
- (4) 本仕様書は、業務の基本事項を記したものであるため、明記していない事項であっても、業務の運用上当然必要と認められるものについては、全て受注者の責任において行うこと。
- (5) 本仕様書で示す業務が適正に実施されず、受注者に改善勧告を行ったときは、速やかにこれに従うこと。